

申告年月日 年 月 日

軽自動車税(種別割)変更申告書

(提出先)

平塚市長

住所

氏名

- 下記で申告します変更申告は、自らの意志・責任において改造したものであり、平塚市役所はじめ関係各機関に一切の責任を問わないことを誓約します。なお、特定小型原動機付自転車への変更申告の場合、保安基準をはじめとする道路運送車両法令の要件を満たさない場合は、公道走行が禁止されていること及び道路交通法令の要件を満たさない場合には、一般原動機付自転車に該当し、その運転には運転免許が必要であることを承知しています。

対象車両

標識番号	車名
車台番号	排気量・定格出力 cc・kw
車輪の数 <input type="checkbox"/> 2輪 <input type="checkbox"/> 3輪 <input type="checkbox"/> 4輪以上	

変更内容

- 原動機の改造等に伴う排気量・定格出力の変更

内径 (ボア)	mm	行程 (ストローク)	mm	新排気量・定格出力 (内径×行程)	cc・kw
---------	----	------------	----	-------------------	-------

【職員記入欄】(又はキット説明書等添付)

- ミニカーへの構造変更

輪距	改造前	cm	→	改造後	cm
----	-----	----	---	-----	----

【職員記入欄】 写真添付(必須)

- 特定小型原動機付自転車への構造変更

車両の長さ	m	車両の幅	m	最高速度	km/h
-------	---	------	---	------	------

添付(必須) パンフレット等 型式認定番号標(現物) 性能確認シール(現物)

【職員記入欄】 国交省型式リスト その他()

注意事項（必ずお読みください）

原動機付自転車の改造をした方へ

本来の車体に改造を行うことにより走行の安全性や車体の性能が不足することが考えられます。事故の無いよう、改造には十分御注意ください。

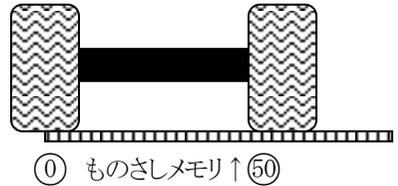
市役所では、申告いただいた車体の排気量・構造に対して、地方税法上規定されている種別に該当した標識を交付しています。改造した車両が「道路運送車両法の保安基準を満たしている」ことを保証して交付しているものではありません。

なお、車両の種別が変更になる改造の場合は、該当種別に応じ運転免許や保安基準の整備などが必要になります。免許の取得や整備を行っていない場合には、違反となり処罰の対象となることがありますので御注意ください。

ミニカーへの構造変更を申告される方へ

車輪に物差し（メジャー）を当てて、変更した車体の輪距（二つの車輪の中心を測った距離）がわかるように写し、提出してください。

写真イメージ↓



～ミニカーの道路運送車両法に基づく考え方～

「3輪以上」の原動機付自転車で「総排気量50cc以下」のうち、「車室を有する」または「輪距が50cmを超えるもの」です。

ただし、3輪で車室を有するものであっても「側面開放の車室」かつ「輪距が50cm以下」の車体は除きます。

注：三輪以上の排気量50ccを超えるバイクは市役所では登録できません。陸運局へご相談ください。

特定小型原動機付自転車への構造変更を申告される方へ

要件を満たすことがわかる書類等（パンフレット、取扱説明書、型式認定番号標（現物）、性能等確認実施機関による性能等確認シール（現物）等）を提出してください。

～特定小型原動機付自転車の要件～

定格出力	車両の長さ	車両の幅	最高速度
0.6kw以下	1.9m以下	0.6m以下	20km/h以下